

松原市教育委員会 11月定例会 議事録

1. 日 時 平成29年11月27日(月) 午後4時00分

2. 場 所 松原市役所 3階庁議室

3. 付議事件等

- (1) 議案 第22号 松原市立小中学校における業務改善計画の策定について
第23号 松原市教育委員会事務代決及び決裁規程の一部を改正する規程の制定について
第24号 教育委員会の権限に属する事務の市長の補助機関である職員への委任についての協議及び調停に係る代理人の指定について

- (2) その他 ・夏季休業中の学校閉庁日の設定について
・松原市新図書館建設について(技術提案書提出事業者数の報告)

出席委員 東野教育長 辰巳教育長職務代理者 松井教育委員 栗崎教育委員
田中教育委員 有馬教育委員

事務局 伊藤教育総務部長 瀧澤学校教育部長 高橋教育監 坂野市民協働部長
浦井教育総務部次長兼教育総務課長
小川副理事兼学校給食課長兼ねて松原市立学校給食センター所長
横田学校教育部次長 青山市民協働部次長
宮本教育政策課長 芝田文化財課長 平井教職員課長
山森教育推進課長 菊池地域教育課長 幸教育研修センター長
手束市民図書館長

東野教育長

ちょっとおくれました。それでは、ただいまより会議に入りたいと思います。ただいまの出席教育長及び委員は6名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

(開会宣言 午後4時05分)

これより11月定例教育委員会を開催いたします。

9月、10月定例会の会議録につきましては、まだでき上がっておりませんので、次回定例教育委員会でお諮りしたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、本日の会議録の署名委員を指名いたします。

委員会会議規則第17条第2項の規定により、田中委員をお願いいたします。

田中委員

はい。

東野教育長

よろしく申し上げます。

それでは、初めに教育長の報告を行います。

お手元の資料に基づき報告させていただきます。

今月はたくさんありました。お手元の資料に基づいて、主なものを報告させていただきます。

まず、先月から引き続きまして、11月1日まで幼稚園訪問を教育委員さんの皆さんとさせていただいております。

10月31日のハインリッヒ・ポポフ選手の講演・体験授業では、リオのパラリンピック陸上男子幅跳びで金メダルを獲得されましたドイツのハインリッヒ・ポポフ選手をお招きして、天美北小学校の小学校6年生が講演やランニングクリニックの体験を行ったものでございます。

11月8日は、松原市情報教育推進会議公開授業が松原中学校でございまして、タブレットを活用した国語の公開授業が行われました。本日は理科の授業を天美小学校で今見てきたところでございます。今後もICTを活用した児童・生徒の情報活用能力の育成を目指したわかりやすい授業づくりを進めてまいるところでございます。

11月11日でございます。これはまつばらマルシェ、そして中学校区フェスタが松原中学校と松原第七中学校で開催されました。幸い天候にも恵まれて、いずれも大変なにぎわいとなっております。

11月13日、14日はセーフスクール認証現地審査としまして、ニュージーランドより審査員をお招きし、中央小学校、布忍小学校、松原第三中学

校3校の審査を行っていただき、大阪府で初めて3校同時の国際認証の内定をいただいたものでございます。これも子どもたちの主体的な活動や地域・ボランティアの方々との協働による取り組みが評価されたことと受けとめております。今後も子どもたちを中心に安心・安全な学校づくりを全ての学校のほうで進めてまいりたいと考えております。

次に、11月19日でございます。地域防災ネットワークプロジェクトが三宅小学校で開催されました。こちらでは子どもたちがてきぱきと防災訓練に取り組み、また地域や保護者の方々も多数参加され、充実した内容となっております。また、中学校区フェスタでは松原第二中学校、第三中学校、第五中学校、第六中学校で開催されておりました。時間の都合もあり、私は第五中学校、第六中学校を回らせていただいております。ほかにも回っていただいた委員さん、どうもご苦労さまでございました。

11月20日、地方自治法施行70周年記念式典にて、松原市のセーフコミュニティの取り組みが総務大臣表彰を受賞しましたので、私のほうが市長の代理として式典に出席させていただいております。

11月23日は、南大阪珠算競技大会にて、成績優秀者に教育長賞等の授与を行ったものでございます。

また、この間、各種団体の行事、関係部署との会議のほうに参加しておりますので、以上、報告とさせていただきます。

今月たくさん行事がございました。教育委員の皆さんも数多くご参加いただきまして、大変ありがとうございます。

この報告につきましては、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。ないようですので、これより本日の議事に入りますが、議案が1件、その他が2件となっております。

それでは、初めに、議案第22号「松原市立小中学校における業務改善計画の策定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

教職員課、平井でございます。

議案第22号「松原市立小中学校における業務改善計画の策定について」でございます。

別紙をご覧ください。

かねてより教員による長時間勤務の実態がありまして、社会全体で働き方改革が求められております。中央教育審議会の学校における働き方

平井教職員課
長

改革特別部会により緊急提言が示されました。教員の多忙化問題に関して取り組みを進め、本市立小中学校における教員の業務環境を改善し、勤務時間の適正化に資するため、今回策定するものです。

本市では、昨年度、業務の効率化のための校務支援システムの導入を実施したところでありまして、さらに校内一斉退勤、ノークラブデーの設定及びチーム学校を推進するための人材配置等について記載をしております。

まず最後のページ、概略版についてご覧ください。よろしいでしょうか。

これは、先日前示をさせていただいたものでございます。5点ございまして、1が学校業務環境の改善と効率化、2がチーム学校の推進、3が学校へ依頼する業務の見直し、4が中学校における部活動指導の改善、5が学校運営体制の強化という5つの内容につきまして、それぞれの項目を計画の中で文章化したものでございます。

本文に戻っていただきまして、3ページをご覧ください。

勤務実態についてでございます。文部科学省の平成18年度の調査、OECDの平成25年度の調査、それから文部科学省の平成28年度の調査の内容については、中に書いてあるとおりでございます。

それから5ページをご覧ください。

業務改善のための取り組み、先ほど申し上げました5点になっております。5ページには3の学校における業務改善のための取り組みを書かせていただいております、(1)の中で新規項目につきましては、④勤務時間把握システムの導入です。客観的に勤務時間を管理し、教職員自らが勤務時間に関しての意識を高められるように導入したいと思っております。それから⑤学校閉庁日の創設です。日程は夏季休業日中の8月12日から15日の4日間の予定としておりまして、原則といたしまして日直を置きません。部活動も実施をしないことといたしております。

6ページの下の方、(2)チーム学校の推進です。

1枚めくっていただきまして、7ページのところには、府費や市費の人材配置について書かせていただいております。①は府費による配置のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等について、それから②につきましては市費にて各校へ配置する各種スタッフを一覧でまとめております。

8ページをご覧ください。

学校へ依頼する業務の見直しを書かせていただいております。

9ページをご覧ください。

中学校における部活動の見直しです。②のところですが、ノークラブデーについて記載をしております。

10ページをご覧ください。

学校運営体制の強化です。新規項目につきましては、①これからの学校教育の在り方について今後検討を進めていくということと、②コミュニティ・スクール推進のための研究、これも進めていくということでございます。

11ページには、今後の方向性を示させていただいております。新規項目は②のストレスチェックの実施です。

そして、13ページ、おわりになりました、まとめとなります。

いずれにいたしましても、本計画は現時点での勤務時間適正化に向けて取り組むことが可能であると考えられる取り組みをまとめさせていただいております。

しかし、勤務の適正化は短期間で解決するようなものではありませんし、教育委員会だけの努力だけで成し遂げられるものではありません。もちろん学校だけで成し遂げられるものではありませんので、今後とも全員が連携して学校における業務改善と勤務時間の適正化に取り組んで、全ての教職員が心身ともに健康で児童・生徒と向き合う時間を確保し、教育効果を上げることを目指し、具体的な取り組みを進めていきたいと考えております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

東野教育長

説明のほうは終わりました。

この件について何かご意見、またご質問等ございますでしょうか。

松井委員

非常に難しい問題であるかなと。私も同業なだけに、当園でも取り組んでおりますけれども、この後ろの、これは非常に立派ですごいとは思いますが、実際現場で最重点課題として1つ挙げるとしたら何を改善したいのかというのをちょっとお聞かせいただきたい。学校にも「絶対これだけはやりや」というような何かあるんですかね。

平井教職員課長

特に今聞いているところですと中学校の部活動の土日の実施で、練習時間、公式戦、もしくは練習試合、これらを見直していかない限り、中学校の先生方の長時間勤務はなくなっていくというふうに考えております。

小学校の先生につきましては、特に若手教員が多いということがあり

ますので、教材準備でありますとか授業準備のところでは時間がかかっているところがあります。ただ、そこにつきましても、経験を積んでいきますと短くなっていくこともございますし、校務支援システムを使いますと勤務時間の短縮にもつながるといふふうに思っておりますので、一番の課題は中学校の部活動かなと、今のところ把握をしております。

松井委員

いや、聞きたいのはそんなのではなくて、中学校では「今これ絶対いや」という、試合が土日あるとかそんなの関係なく、もう何が何でも土曜日のクラブ活動なしとか、松原市として職員の労働環境を守るために具体的に何をしていますんですかね。小学校はこれ、中学校はこれというものをやっぱりきちんと打ち出してやってあげないと絶対変わらないですよ。人が膨大にふえるわけでもないですし、半ばもう強制的にこれは進めていかないと職場改善というのはできないので、しかも職場改善は短期間にグッとしなかつたら無理なので、ゆっくり長期的になんて絶対に変わりません。ですから、1つ集中的に何かこれとこれだけでもやろうと、だから目に見えて何か改善できるようなことを課題として挙げて取り組まない限りは無理だと思うんですよ。何かないんですかね。

平井教職員課長

学校現場にヒアリングをした際に聞いておりますのは、会議時間の短縮、これはかなり進んできております。今まで2時間、3時間かけていた会議をやっぱり1時間、1時間30分までには必ず終わらせましょうということで、会議時間の開始を例えば3時40分にすれば5時過ぎにはもう終われる、本当は5時に終わらなければならないんですが、そのようにするとか、それから本市が先行して取り組んでおります一斉退勤日、これもかなり定着してきたというふうに思っております。昨年度2月から実施しております、4月からの本格実施、半年以上たっております、月に1回以上は一斉退勤日を入れてくださいとお願いしているところですが、1回と限らず3回、4回とやっていただいている学校もありますので、意識改革という面ではかなり進んできたのかなというふうに考えております。

東野教育長

完全にはそれは無理なんです、実際。本当の話、やっぱり人の問題、これが大きくあります。国のほうでまだこれを徐々にしかしていただけないと。やはりチーム学校というのを推進していかないことには、学校の先生の労働時間短縮には、なかなかこなないと思うので。

松井委員	<p>ニュースでもやっていたけれども、1人印刷係みたいな先生を配置して印刷のお手伝いをするだけでも大分と業務改善されたという学校の事例もありますし、また、今日タブレット見ましたけれども、職員にタブレットを持たせてペーパーレスにして、これは銀行でしたけれども、銀行が全員6時に、東北のほうの銀行でしたけれども帰っているというような、そんな事例もありますので、ちょっとこう思い切ったことをしなければだめだと思います。</p>
東野教育長	<p>その点ではまずは校務システムを入れさせてもらって、学校の先生全員1人1台全部持つという形なんで、それで大分見直しができると思います。その辺ちょっと何か報告ありますか。</p>
瀧澤学校教育 部長	<p>抜本的な改善ということになりますけれども、今、平井課長のほうから申し上げた一斉退勤日による職場のメリハリというんですかね、「もう今日は一斉に全員帰ります」ということによって会議が短くなったりという、でも、実際業務はありますから、その業務そのものを短縮して効率よくするというところで、校務支援システムの導入ということで、これも学校の現場の先生に聞きましたら、効率的に日々の業務がかなり短縮されているというふうに、我々のほうも手応えを感じておるところです。1年目なので、これが2年目、3年目になっていくと本格的に効果を上げていくのかなというふうに思っておりますので、そのあたりも含めまして、業務全体を改善してまいりたいなというふうに思います。</p> <p>それから、もう一方、夏休みなんですけれども、やはり部活動とかそういうのが重なりまして、休む日がなかなかとれないということで、体の疲れが日に日にたまっていく、そういったことがやっぱり精神的にもしんどくなっていく原因にもなりますので、夏休みもこの期間だけは誰にも遠慮せずもう休むんだというところでメリハリをつけてやっていこうということで、ここについては本当にほかにも例のない形で今回踏み切ろうということでやっておりますので、ぜひまたご理解をいただきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
松井委員	<p>休憩をとっているんですかね、先生方。</p>
平井教職員課 長	<p>休憩は非常に難しいと思いますが、一斉付与の原則がございますが、休憩時間を分けて、空き時間等を利用しながら、休み時間等を利用しな</p>

がら45分間休憩とるように指導はしておるところです。

松井委員 無理矢理とつてもどうかなど。

東野教育長 なかなか難しいところで。

松井委員 だからもうずっとダラダラ仕事をしていて、子どもにいいとは思わな
いんで、メリハリをつけて、1日の中でもちょっと休憩がある、年間通
してでもこの間は休めるというだけでも全く違うと思いますので…。

東野教育長 だからまた、業務改善で、今言われたように休憩時間をできるだけ一
斉で各学校においてどの時間が一番とれるかということ、そういう検
討をしてもらいたい。どこからでも一つ一つやって進めていってもらわ
ないとなかなかできない。

松井委員 大変ですけれどもね。

東野教育長 これはもう教育委員会と学校現場と協力してやっていかないとどうし
ようもないので。

栗崎委員 ちょっと中学校の部活動についてお聞きしたいんですけれども、試合
がありますよね、他校との。それは土日、土日とずっとあると思うんで
すけれども、ついていく先生がずっと同じだったら先生全然休めないの
で、かなり疲労されると思うんですね。それは組み合わせというのか、
そんなことはされているんですか。ついていくのが今週この先生だつた
ら、来週は違う先生というようなことは。

平井教職員課長 中学校にもよると思いますが、引率を担当する先生がクラブの顧問以
外の先生を設定されている学校もございます。ですので、その先生が土
日全て出るのではなくて、担当する先生が1日は代わっていただけると
かということがございます。複数のクラブの顧問というんでしょうか、そ
のように先生を置いている学校は、かなりの中学校であるというふうに
認識しております。

栗崎委員 全部ではないんですよね。

平井教職員課長	<p>全てではないと思いますが、ほとんどの学校にあるというふうに思います。もし土曜日、日曜日の試合が入ってしまうということがないようにしていく、そういう試合の組み方をするというふうにも学校のほうにお願いをしているところです。ただ、日曜日に試合が入ってしまいますと土曜日に練習せざるを得ないということですので、できれば土曜日に試合を持ってきて、日曜日はあけていただく。もし土曜日、日曜日が試合になった場合は、月曜日はクラブを休みにしていただくというふうなノークラブデーというのを設定させていただいています。</p>
栗崎委員	<p>ありがとうございます。</p>
東野教育長	<p>この辺は実際うちのところの学校だけではなくて、よその近畿とか全国のスポーツ団体さんもそういうふうになんかちょっと考えを変えていただかないと、なかなか難しいかなというふうには思っておりますが、それでも自分のところの中でできるのは、できるだけ土曜日に試合をしていくという形をとっていきたいというふうには思います。</p> <p>ほかに何かご意見ございますか。</p>
辰巳委員	<p>5ページに業務環境の改善ということが出てきて、次の6ページで具体的に⑤で休暇取得の促進とゆとりを生み出す「学校閉庁日」の設定、次に先ほど大きな点をご指摘いただいて、関連してもありましたけれども、私はもうちょっと細かなことをご質問させてもらおうと思うんですが、これは来年度のことですかね、8月12日から15日の4日間というのは2018年度。</p>
平井教職員課長	<p>これについては次のところで入っておるんですが、もう今説明させていただいてよろしいでしょうか。平成30年度から計画をしております。</p>
辰巳委員	<p>そしたらまだですね。わかりました。それでは2018年になったら、ちょっと曜日が、日曜が入っていたりとかいうことがあったんで、どうかなと思ったんですが、一般的に言えば、これはお盆の期間をあけて、これはもう大事な配慮だろうと思うんですけれども、土日が入らないということ、あるいはその中に土日が入らない、それからあと16日という日は、割合お盆の行事がまだ最後あるところが地域によってありますので、そういう方にも配慮してあげたらどうかなと思っております。</p> <p>以上です。</p>

栗崎委員	この今のお休み中の防犯のことについてお聞きしたいんですけども、門のところにはいらっしゃる、あの方たちはいらっしゃるんですか。
浦井教育総務 部次長	管理員という形で、門のところにはシルバー人材センターの方を配置しているんですが、夏休みの間は1時間だけ、朝の8時45分から9時45分まで配置させてもらっています。ただ、この期間、12日から15日までは学童のほうもお休みという形になりまして、子どもが誰も来ないという状態になりますので、管理員のほうもお休みをさせていただきます。
栗崎委員	じゃ、誰もいないということですね。
東野教育長	そうです。 よろしいでしょうか。
田中委員	すみません、1点だけ確認したいんですけども、働き方の中で現状把握、現状というものを見た場合、今おっしゃられた中学校では部活動が重点目標をなしている、小学校については教材準備がなしている、これについては現状把握された上で、各学校共通事項なんでしょうか。それとも各学校において、やはりいろいろなケース・バイ・ケースでその業務に携わっているような時間というのが変わってきているんでしょうか。その辺ちょっと教えてください。
平井教職員課 長	おっしゃるとおり、ケース・バイ・ケースでございますが、中心は恐らく若手の授業準備が多いということがあります。中学校ももちろん授業準備もあるんですが、小学校は全教科ということもあります。中学校は部活動がやはりネックになっているというふうに聞いております。
松井委員	最後に1つだけ。教育委員会が先頭を切って働き方改革をやりましょう。
東野教育長	ブラック企業になっちゃうと、学校の先生に来てもらう人がなくなると、これは大変ですので、できるだけやっぱり教育委員会が先頭を切って、教育委員会が泥をかぶる覚悟で。どこかでしてあげないと。

瀧澤学校教育
部長

意識して、ちょっとずつは早くなっております。

東野教育長

私も校長の面接のとき、お願いをしているのが、各学校の校務分掌、学校の中でいろんな委員会とかあるんですけども、それをもうちょっと見直してくださいと。幾つもあるんですね、5つも6つも7つも。だから併任していかないといけないのです。もっとそれをまとめるなり、もうある程度役目の終わった委員会は閉めてしまうなり、そういうことをやってくださいということはお願いをしています。言わないと、あつたままずっと引きずってくるんですね。そしたらやっぱり委員会があれば必ず会議をしていかないといけないということになると、それはまた負担なんで、だから2つあるところを一緒にできるんだったら一緒にやって、できるだけそういう先生の無駄な時間は減らしてくださいねということと、さっき言っていた会議の時間もメリハリをつけてやってくださいねというのは、ちょっとお願いをしているところです。

ほかよろしいでしょうか。

栗崎委員

こんなことはないと思うんですけども、早く帰りづらいという雰囲気とか、そんなことは職員室の中でないですよ。

東野教育長

あると思います。

栗崎委員

ありますか。

東野教育長

だから、意識を変えていただかないとね。多分、本当は帰りたいんですけども、みんながやっていたら帰りにくいんですよ。よっぽど何か理由がない限りは。やっぱりそういうのもあるんで、できるだけそういうのも意識改革で、仕事終わった人は早く帰ってよと、そういうふうにしていかないと、なかなかやっぱり帰れないということになっています。

栗崎委員

そこはやっぱり校長先生のリーダーシップを発揮してもらわないと。

東野教育長

それはやっぱりリーダーシップを発揮してもらって、校長先生も仕事が終わっている人とか、強いて今日はそれをしなくてもいいでしょうという人にはできるだけ帰っていただくとか、そういうのはやっぱりやっ

ていかないと。

栗崎委員

校長先生も早く帰るといいう日をつくってもらって、最後じゃなくて、早く帰って何も無いわという感じにしたら帰りやすいのと違いますかね。

東野教育長

また、その辺も私のほうから指導していきたいと思っております。
それでは、もうほかにご意見のほうがないように見受けられますので、議案第22号「松原市立小中学校における業務改善計画の策定について」を可決することについてご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

東野教育長

異議なしと認めます。よって、議案第22号「松原市立小中学校における業務改善計画の策定について」は、可決されました。
続きまして、その他案件に移ります。
先ほどちょっと質問がございましたが、「夏季休業中の学校閉庁日の設定について」、事務局より説明のほうお願いいたします。

平井教職員課長

先ほどの件に引き続きまして、「夏季休業中の学校閉庁日の設定について」でございます。

別紙をご覧ください。

A4、1枚物がございます。夏季休業中の8月中旬はいわゆる学校閉散期となっております、学校の業務を行わない期間を設定し、教職員の心身のリフレッシュ、それから休暇取得の促進を図るものでございます。

先ほどの計画の中で説明いたしました学校閉庁期間は毎年8月12日から8月15日までの4日間、原則として日直等の勤務者を置きません。また部活動等についても実施をしないことといたします。教職員の勤務の取り扱い、年休、夏季特休、振替、職免等を想定しております。

ただし、学校閉庁期間に重大事故発生があった場合、保護者が学校と連絡をとる必要がある場合につきましては、保護者からの連絡を学校教育部で取り次ぎまして、管理職に連絡をさせていただくということといたしたいというふうに思っております。

平成30年度が実施初年度となっております。市教委の研修につきましても配慮していかなければならないというふうに考えておりますし、府の事務局のほうにもお盆期間の研修について配慮をするように求めています。

るところでございます。
以上でございます。

東野教育長

以上、説明のほうは終わりました。
特に何かご意見やご質問ございますでしょうか。

田中委員

すみません、確認なんですけれども、夏季休業ですよ。これ冬場のお正月はもう既に設定されているんですか。

平井教職員課長

おっしゃるように、正月前後の6日間、あれは休業日といいますか、勤務を要しない日というふうに決められておまして、年次有給休暇を使わずとも休める日というふうに定められております。

東野教育長

勤務に当たらないんですね。

田中委員

はい、ありがとうございます。

東野教育長

まずは来年試行というか、一度やってみていろんな問題があるかどうか、またこれをやっていただいて、また期間とか問題がないか、また連絡体制等、やっていったらいいかと思えます。

特にもうほかご質問よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、次に移ります。

「松原市新図書館建設について（技術提案書提出事業者数の報告）」のほうを事務局より説明のほうお願いします。

手東市民図書館長

市民図書館の手東です。よろしくお願ひいたします。

新図書館のプロポーザルにつきましては、資料を8月上旬に、報告という形でさせていただきます。参加表明事業者数4社がありまして、去る11月14日にその時点で、その4社から技術提案書の提出を受けましたので、この場をおかりして報告させていただきます。

以上です。

東野教育長

それでは、4社から技術提案書が出たということで、4社のプロポーザルをされるということですか。

手東市民図書館長	<p>今後の予定につきましては、その4社の提案内容を事業者選定委員会に図りまして、その4社の中で一番優秀な事業者を第1交渉権者という形で進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
東野教育長	<p>一応スケジュールとして大体いつぐらいに決定する予定でしょうか。</p>
手東市民図書館長	<p>12月中旬に事業者が決定する予定になっております。12月中旬以降で内部決裁を図りまして、公開というか、皆さんに周知していくという形になっております。</p> <p>以上です。</p>
東野教育長	<p>教育委員会にその辺の内容がわかるのは大体いつぐらいになるでしょうか。</p>
手東市民図書館長	<p>12月の定例教育委員会でご報告させていただければと考えております。</p>
東野教育長	<p>ありがとうございます。12月の定例教育委員会のほうで、順調に決まれば、その提案の内容をご報告いただけるということですね。はい、わかりました。</p> <p>ほかご質問よろしいですか。</p> <p>それでは、ないようでございますので、事務局のほうから何かございますでしょうか。</p>
手東市民図書館長	<p>去る9月の定例教育委員会でご報告させていただいた相互利用についてですが、現在9市と相互利用について行っているところなんですけれども、2町1村、河南町教育委員会様、太子町教育委員会様、千早赤阪村教育委員会様のほうから相互利用を図りたいということで協議があり、この度締結に至りましたので、この場をおかりして報告させていただきます。利用開始につきましては、12月1日からとなっております。以上です。</p>
東野教育長	<p>そしたら12月1日から2町1村の方も相互利用できるということですね。</p>

手東市民図書館長	<p>現在、市内在住、在勤、在学の方が松原図書館を利用できる状態になっているんですけども、もし松原市民図書館にこんな本があるので借りに行きたいといったときに、今現在、太子町の住民の方が来られてもお貸しすることができないんですけども、12月1日以降であれば住所確認ができる方がいらっしゃったら、直接来られたときに本をお貸しすることができるようになるということです。</p> <p>以上でございます。</p>
東野教育長	<p>直接借りられるなら、早く借りられるということですね。図書館を通じてやった場合、大分時間がかかりますからね。わかりました。</p> <p>特にございませんか。</p> <p>それでは、ほかに何か事務局からございますか。</p>
山森教育推進課長	<p>教育推進課の山森でございます。</p> <p>ちょっと案件にはないんですけども、よろしくお願ひいたします。</p> <p>先ほど教育長報告にもございましたが、11月13、14日、インターナショナルセーフスクールの現地審査ということで、教育委員の皆様にも学校においていただきまして、ご覧いただきまして、本当にありがとうございます。</p> <p>先ほど教育長のほうからもございましたが、ニュージーランドから審査員を迎えての審査でございまして、後の講評のほうで非常に高い評価をいただきまして、3校とも認証という運びになりましたということで内定をいただいておりますことを、まずご報告申し上げます。この後、来年1月15日には、また認証式ということでございますので、こちらについてはまた書面で追ってご連絡をさせていただこうというふうに思っております。</p> <p>後に、そのニュージーランドからお越しいただいたバーバーさんという審査員ですけども、白石さんを通じてメールをいただきまして、子ども、保護者、地域、行政、そういった協働が大変すばらしかったということで、審査に来させていただいて充実した日々を送らせていただいたこと、本当によかったということでご報告いただいております。</p> <p>なお、今年度で三中校区が認証と、それから今年度同時に松原第四中学校区の3校、加えて松原第七中学校区の3校がまた認証に向けて今年度から取り組みをしていくということで、市内全域にこの取り組みを広げていくということも確認されましたので、あわせてご報告申し上げます。</p>

以上でございます。

東野教育長

ありがとうございます。
よろしいでしょうか。

田中委員

見学させてもらったんですけども、本当に言われるように、協働、地域、学校、PTA全てが盛り上がり、非常に素晴らしい取り組みだなと敬服しております。よかったなということです。

次に、四中校区と七中校区がその場で認証に向けてキックオフされました。これはもう本当に頑張ってほしいとエールを送る次第ではございますけれども、ここでちょっと確認なんですけれども、残り6校区ありますよね、三中校区以外除きまして。その中でどうして四中校区と七中校区に決められたのか、2校区ずつだとすると3年かかるとしてあと丸9年、全松原なるとすると9年かかるわけですね。そういった時間的な配慮も含めて、どうしてこの四中校区と七中校区、この2校区に設定されたのか、その契機についてちょっとお聞きしたいなと思います。

山森教育推進
課長

ありがとうございます。

三中校区に引き続きまして四中校区、七中校区の選定の理由ということですが、この4月より校長会や教頭会等を通じまして、今年度キックオフと、着手というらしいんですけれども、着手宣言をしてISSの取り組みを進めていただける学校については、ずっと公募をさせていただいておりました。その中で第七中学校は、今年度、先日ご覧いただいた方々もおられますが、中学校連携の事業ということで、校区でずっと取り組みを進めてきて、これが非常に一体感を持った取り組みとなってよかったと。ただし、今年でこの指定については終わってしまうその次の一手を考えている中でISS、インターナショナルセーフスクールの取り組みをもって、またさらに校区のつながりを強固なものにしていきたいという思いがありました。

一方で、ちょっと校区の関係で恵我小学校の子どもたち、今は七中校区なんですけれども、実はこの子どもたちは小学校を卒業すると七中に行く子どもが半分、そして四中校区に行く子が半分いてると。つまり、恵我小を出た子どもたちのうち、七中に行った子はISSに取り組んでいる。でも四中に行ったらないということでは、これは具合が悪いなということで、できることならば、四中校区と七中校区が同時にスタートすることが、子どもたちのことを考えたときに非常にスムーズであると

	<p>いう理由を持ちまして四中校区と七中校区の選定に至ったと、こういった経過でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
東野教育長	<p>それと学校数と。</p>
山森教育推進課長	<p>はい。学校数につきましては、今年度予算の関係で、昨年度の予算取りの段階では2校区6校を上限とするという予算を組んでおりまして、今後の予定でまいりますと、平成29年度に四中校区と七中校区が取り組みを着手する、そして平成30年度には残りの4校区が着手をしていくと、こういった形でスピード感ということを意識しながら取り組みを進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
田中委員	<p>どうもありがとうございました。</p>
東野教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それではほかに何か事務局のほうからございますでしょうか。</p>
宮本教育政策課長	<p>本日、追加議案といたしまして「松原市教育委員会事務代決及び決裁規程の一部を改正する規程の制定について」と「教育委員会の権限に属する事務の市長の補助機関である職員への委任についての協議及び調停に係る代理人の指定について」をご提案させていただきたいと思っております。議案説明等につきましては、お手元にお配りさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。</p>
東野教育長	<p>ただいま事務局より提案されました「松原市教育委員会事務代決及び決裁規程の一部を改正する規程の制定について」と「教育委員会の権限に属する事務の市長の補助機関である職員への委任についての協議及び調停に係る代理人の指定について」を議案とさせていただきたいと思っております。</p> <p>ただし、調停の内容につきましては個人情報等を含みますので、「教育委員会の権限に属する事務の市長の補助機関である職員への委任についての協議及び調停に係る代理人の指定について」の審議につきましては秘密会とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>

各委員	はい。
東野教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、「松原市教育委員会事務代決及び決裁規程の一部を改正する規程の制定について」を議案第23号とし、「教育委員会の権限に属する事務の市長の補助機関である職員への委任についての協議及び調停に係る代理人の指定について」を議案第24号として審議に入ります。</p> <p>まず、議案第23号「松原市教育委員会事務代決及び決裁規程の一部を改正する規程の制定について」、事務局より説明を求めます。</p>
宮本教育政策課長	<p>教育政策課の宮本です。よろしくお祈いします。</p> <p>それでは、議案第23号「松原市教育委員会事務代決及び決裁規程の一部を改正する規程の制定について」をご説明させていただきます。</p> <p>資料として、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>その中に、松原市教育委員会におきまして、裁判等が行われることとなった場合、その進捗管理を行う担当課を今まで決めておりませんでした。そこで、今回、市長部局の例に倣いまして、担当部署のほうを定めるものでございます。</p> <p>以上です。</p>
東野教育長	<p>事務局からの説明のほうは終わりました。</p> <p>この件について何かご意見、ご質問ございますでしょうか。</p> <p>これは今、担当部局を決めるという形で今言われたんですけども、部長共通専決事項という形で出ておるんですけども、ちょっとその辺の説明、よろしくお祈いします。</p>
伊藤教育総務部長	<p>今、教育長がおっしゃいましたように、部署ということではなくて、訴訟の進行管理に関すること、これを部長の専決事項とさせていただくという内容でございます。市長部局におきましても、市の裁判の場合、一定の内容確認等、準備書面の整理、そういったところを部長で行い、必要な場合には市長まで決裁をとるなりしていっているところでございます。そういったところで、教育委員会においても通常書類の準備とか、そういったところにつきましては部長において専決し、必要に応じて教育長、教育委員会のほうにご報告させていただいて、またご審議をいただきたいと考えております。</p>

以上でございます。

東野教育長

ということでしたら、部長という方になりましたら、教育委員会2部でございますけれども、その場合は担当、その事案に関連している部長になるということですか。

伊藤教育総務部長

そのとおりでございます。学校教育部の事案でありましたら学校教育部長、教育総務部の事案でありましたら教育総務部長ということになります。

東野教育長

ほか何かご意見、ご質問ございますか。特にありませんか。よろしいですか。

他にご意見、ご質問がないようでございますので、議案第23号「松原市教育委員会事務代決及び決裁規程の一部を改正する規程の制定について」を可決することにご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

東野教育長

異議なしと認めます。よって、議案第23号「松原市教育委員会事務代決及び決裁規程の一部を改正する規程の制定について」を可決することに決しました。

続きまして、議案第24号「教育委員会の権限に属する事務の市長の補助機関である職員への委任についての協議及び調停に係る代理人の指定について」審議に入りますが、先ほど秘密会と決しましたので、関係者以外の皆様のご退出をお願いいたします。すみません、ご苦労さまです。

(関係者以外退出)

【非公開】

東野教育長

それでは、議案第24号「教育委員会の権限に属する事務の市長の補助機関である職員への委任についての協議及び調停に係る代理人の指定について」を可決することにご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

東野教育長

ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、議案第24号「教育委員会の権限に属する事務の市長の補助機関である職員への委任についての協議及び調停に係る代理人の指定について」を可決することに決しました。

ほかに何かございますでしょうか。

伊藤教育総務
部長

今の議決の件ですけれども、この議決をもって、市長のほうと今後協議を進めてまいりたいと思います。それで市長のほうも協議に応じていただきまして、お認めいただくということになりましたら、教育委員会からこの増田弁護士を代理人に指定するという手続をとっていきます。議案についていますこの指定書というものを裁判所のほうに提出していきます。それとあわせて、先ほどご説明がありました地域教育課でも、代理人について教育長からの指名ということで、これも裁判所のほうにご提出させていただきます。

今後、調停が進みまして、当然不成立に終わる場合も考えられますし、調停が合意に至るといふ段になりましたら、また、この場で合意についての議論をしていただき、お認めいただき、今回この件につきましては、法律上、この調停に合意するところの手続といたしまして、これまた議会の議決というところが必要になってまいります。そういった全体の過程を踏んで合意に至っていくというような形になりますので、またその節にはよろしく願いいたします。

東野教育長

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、11月定例教育委員会のほうを終わります。

ありがとうございました。

(閉会宣言 午後5時15分)

署 名 教育長 東野 光弘

委 員 田中 祥之